

第6章 知的財産権

現状の概要

2020年は、中国の知的財産分野にとって「変革の年」であり、1月15日の米国との経済貿易協議（第一段階）の合意をきっかけとして、法制度・運用の改善に向けた取り組みが劇的に推し進められた年であった。知的財産関連機関が実施した法改正等にかかわる意見募集の数は30本を優に超え、専利法や著作権法といった重要な法改正等が次々に成立した。

また、2020年は、新型コロナウイルス感染症という世界的な課題への対応が求められる年でもあったが、1月28日に世界に先駆けて知的財産に関する救済措置を公表する等、政府主導で迅速かつ確かな措置を講じることで、知的財産分野における影響を最小限にとどめることに成功している。

そんな激動の2020年の締め括りとして、11月30日に「中国知的財産権保護の強化活動」をテーマとする中国共産党中央政治局第二十五回全体勉強会が開催された。会の主催者でもある習近平総書記より、知財のトップデザインの強化、法治化の向上、知財全過程の保護強化、知財保護体制とメカニズム改革の深化、知財分野国際協力と競争の総合的な推進、知財分野における国の安全保障を含んだ重要発言があり、今後も歩みを止めることなく、全面的に知財活動を強化していくという中国政府の方針が改めて強調された。

2021年は第14次5カ年規画と「知的財産権強国戦略綱要」実施のスタートの年となる。変革の2020年を経て、世界で最も進んだ知財制度を有する国の一つとなった中国が、かねてより掲げる「量から質への転換」「イノベーション重視の知識経済型社会」の実現に向けて、どのような戦略を掲げ、さらなる歩みを進めていくのか、中国知的財産動向に引き続き着目するべきと言えよう。

2020年1月15日、中国および米国は経済貿易協議（第一段階）の合意文書に署名したが、知的財産に関する章では、専利全般、医薬特許、悪意商標、ECプラットフォーム上の模倣品対策、地理的表示（GI）、知的財産訴訟における司法執行と手続などに関する全11節にわたる対応策が詳述されている。それらを踏まえ、2020年4月、上記意見の徹底実施のための推進計画が国家知識産権局から発表されており、各知財関連機関が履行のために制度改正等を行ってきた。

知的財産保護強化の法制面では、2020年著作権法、専利法が改正された。これにより、商標法、著作権法および専

利法の知財3法において共に権利侵害への懲罰的賠償金額が最大5倍まで引き上げられた。また、著作権法においては、インターネット上の著作権保護の規定が完備され、専利法においては、部分意匠制度、存続期間延長制度、開放許諾制度、医薬品専利紛争早期解決メカニズム、意匠権における国内優先権など多くの制度の創設が実現されると同時に、技術評価書の請求主体、新規性喪失の例外、仮処分命令の対象などが拡充され、行政取り締まりの強化、挙証難の解決、優先権証明書の提出期限緩和などによる知的財産保護の充実化が図られた。さらに専利審査指南についても、2019年11月、2020年2月および2021年1月に3度の改正が相次いで施行され、審査遅延制度の導入、人工知能などの新分野・新業態にかかる審査手法が追加された。

司法分野においては、2018年2月公表の「知識産権裁判分野の改革・イノベーション強化における若干の問題に関する意見」に基づいて、知財訴訟制度の充実化や司法体制の整備がさらに進められてきた。最高裁は「全面的に知的財産権司法保護を強化する意見」を発表し、知的財産権民事、刑事、行政事件の法律適用、営業秘密、オンライン・電子商取引、医薬品関連知財事件等に関するパブリックコメントの募集を多数実施し、裁判基準の統一化、プロセスの合理化・効率化、審理品質の充実化に向けた歩みを着実に進めた。

科学技術イノベーションの発展を目指す中国にとって、知財活用面の取組も特筆すべきである。例えば、国家知識産権局の発表によると、2020年の国内有効発明特許を有する企業は前年度より3万3,000社増加の24万6,000社となり、そのうち、ハイテク企業は10万5,000社となった。また、2020年の全国の専利権・商標権にかかわる質権設定融資総額は、前年度43.9%増の2,180億元となった。また、知的財産権保険の保障金額は200億元を突破し、利用企業は4,295社に達した。全国で新たに12の知財証券化商品が発行され、計画の融資規模は69億元、実際の融資規模についても33億元余りとなり、知財活用の取組は着実に実態を伴うものとなってきている。

このように、知的財産の保護・活用面が着実に進展している一方、いまだに解決されることのない課題も多くある。特に冒認商標出願を代表例とする商標や専利の非正常出願は大きな課題となっており、また、模倣品の問題も依然として残されている。このような状況において、国家知識産権局は、非正常商標出願と非正常専利出願問題の規制を目的とする弁法を発表し、知的財産権代理機構の非正常出願行為を取り締まる「藍天行動」を実施した。また、模倣品への対応として、国家市場監督管理総局、国家知識産権局、海関

総署、公安部を中心にさまざまなキャンペーンが実施され、成果を上げている。特に、ECサイトを利用した取引が拡大する中、オンライン上の模倣品対策の必要性が高まっており、知的財産権法執行に関するオンライン上の取り締まりが強化されている。国家市場監督管理総局は、2020年電子商取引市場監督管理キャンペーン活動を実施し、この分野における行政取り締まりは急速に充実してきている。

その他、海関総署では、2020年に知的財産保護キャンペーンとして「龍騰行動」（知財全般）、「藍網行動」（郵便ルート）、「浄網行動」（第三国転送貨物）等を実施するなど、小口宅急便・輸送を含む各輸送ルートや越境ECなどの貿易取引における取り締まりを強化している。2020年全国税関が差し押えた権利侵害容疑品は6万1,900ロット、5618万9,000件で、共に前年比20%増となった。公安部は「崑崙行動2020」を実施し、ライブコマース、オンライン店舗等の方式・ルートでの取り締まりを強化し、1万1,000件の刑事事件を処理した。

以上のとおり、中国では知的財産を巡る状況が大きく変化する中において、着実に保護強化に向けた政策を推し進めており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも知財活動の正常化、知財による経済発展の促進を求め続けてきた。知的財産の保護強化に向けた取り組みに関する政府の姿勢にぶれはなく、その実現に向けた歩みは着実に進められると言える。そのような点を踏まえ、今後の方向性としては、諸外国の知的財産制度・運用とさらに調和し、企業間で公平・公正に競争できる環境の構築に向けた取り組みが進められていくことが、日本企業および中国企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。その観点から以下の課題について建議する。

知的財産の保護の現状と課題

出願権利化プロセス

意匠審査

真のイノベーション活性化を図るためには、専利権の量のみならず質を向上することも不可欠となる。しかしながら、現在の意匠は初歩審査のみで登録を行い十分な実体審査が行われないため、創作性がなくイノベーション活性化に何ら貢献しない粗悪権利の発生を抑制できない。かかる保護価値の無い粗悪権利まで奨励され濫用されれば、高度イノベーション意欲の減衰や成長加速の阻害が懸念される。

意匠制度

2019年11月1日施行「専利審査指南」での遅延審査の導入（第五部分第七章）は歓迎される所ではあるが、遅延期間が年単位の固定で設定されており、また、遅延の停止も認められていないため、製品の開発や市場環境の変化に的確に対応できず、制度の十分な活用ができない事が懸念される。

商標審査

改正後の中国商標法においても、外国で著名な商標の第三者による出願を排除するためには、中国内での著名性を

立証しなければならない。これらの出願による商標は市場を混乱させるとともに著名な商標権者の利益や中国での活動を不当に阻害し、ひいては消費者利益も害する。これらの出願による商標を排除するには、著名性を証明するため膨大な証拠資料の提出が必要である。また、証拠資料によっては審査されずに却下される場合があり、かつその審査に長期間を要しており、出願人のみならず当局にとっても相当な負担である。

商標審査における情報提供

特許審査の場合と異なり、商標審査においては第三者による証拠資料の提出機会となる情報提供制度を有しておらず、安定性が十分でない権利が付与される懸念がある。

専利権の冒認出願

他人の発明創造を第三者が不正に出願する冒認出願について、専利法には直接の排除規定がなく、第三者に冒認出願をされた真の発明創造者に大きな訴訟の負担を強いることとなる。これは冒認出願を有効に抑制する上で問題である。

専利審査

専利の審査は、出願件数の増加にもかかわらず審査期間の短縮化・迅速化および審査の質向上・適格化が図られており、特許の適正な保護の観点から好ましい傾向であると評価している。また、現在試行延長中である日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、審査の迅速化のみならず出願人の負担軽減に大いに役立つものであり、試行およびその延長や申請必要書類の簡素化等の当局の取り組みに感謝している。一方、審査促進を図る制度として優先審査制度が設けられているところ、中国企業と比べて外国企業が実質的に不利に扱われる虞がある。例えば、優先審査は中国が初出願で外国出願予定の発明等に対象が限定されており、一般的に中国以外の国に初出願を行う外国企業はこの制度を十分には利用できないという問題がある。また、日中PPHについては、日本に申請する場合と異なり出願公開等が条件となっていることから、利便性に問題がある。そして、専利出願集中審査については、2019年9月3日に発表された「専利出願集中審査管理弁法（試行）」により導入が進んでいる事は歓迎されるが、集中審査請求の条件が厳しく制限され内容も不明確であるため、十分な制度の活用ができない事が懸念される。

特許請求の範囲および明細書の記載要件並びに補正制限

2017年4月1日施行の専利審査指南では、ビジネスモデル発明とコンピュータプログラム発明の審査基準が緩和され、登録後特許文書の特許請求範囲の補正方式も緩和された。これらの点については当局の取り組みに感謝している。一方、特許請求の範囲および明細書の記載要件は、いまだ諸外国に比べて厳しい審査基準により運用されており、その補正および訂正についても同様である。特許請求の範囲および明細書の記載についての過度に厳しい基準の要求や、その補正および訂正についての過度な制限は、発明の適切な保護に欠けることになる。

職務著作制度の見直し

法人または非法人組織が従業員に対して報酬を支払い、また創作場所や環境などを提供し、従業員が職務上創作した職務著作については、日本や米国などでは基本的に法人または非法人組織に権利が帰属するところ、2021年6月1日施行の著作権法では、特定の職務著作物を除いてはいるものの、基本的に著作者に権利が帰属している。法人または非法人組織は、その業務内で優先的に使用する権利や、著作物の完成から一定期間は第三者へ使用許諾を拒否する権利を有しているものの、当該期間を過ぎると著作者が第三者に使用許諾する余地を残しており、そのような状況は法人または非法人組織の業務を阻害することが懸念される。

知的財産に関する競争環境の現状と課題

さまざまな模倣行為

再犯行為

日系企業は模倣業者に対する摘発に積極的に協力しているが、模倣業者は処罰を回避するため、手法の多様化、複雑化等さまざまな施策を講じている。一方で、模倣品摘発がなされても、侵害行為に比して制裁が十分なされない、再犯行為の定義が不明瞭、当局間の連携や情報共有の体制が不十分等、複数の要因により、模倣行為を意図的に繰り返す再犯者に対する十分な抑止効果が機能していない。

模倣巧妙化

模倣品を異なる場所に分散させて生産、保管したり、部品単位で出荷し市場の近辺で最終組立、梱包を実施したり、商標表示を切り替え可能な措置を講じて、保管時、輸送時にはノーブランドもしくは別ブランドにしたり、ビジネス（生産、輸送、販売等）自体を摘発執行機関の勤務時間外である夜間や休日に行う等、摘発回避の手段も多様化が進んでいる。またビジネスネットワークの複雑化・細分化により首謀者の特定を困難にしているという課題も存在している。

インターネットを介した模倣品販売

知的財産保護プログラムの整備

インターネットを悪用した模倣品販売について、ネットビジネス量の増加により模倣品業者が急増し、1つのサイトで数千にのぼる出品のうち相当数の模倣品が販売されているともいわれている。各ECサイト運営者は、知的財産保護プログラムの整備や統一化、権利者との積極的な情報交換等の自主的な取り組みを行っているが、模倣品の多さに対応が追い付かない現実がある。また、ネット上の取引においては相手方の顔が見えないため、名称を変えれば容易に再犯がなされ、オフライン取引よりも模倣品業者の特定が困難である。さらに、インターネット上で、外国企業名の代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使ったウェブサイトが増えており、外国企業と正式に契約した企業であると消費者に誤認させる悪質な不正競争行為である。

電子商取引事業者、電子商取引プラットフォーム事業者およびプラットフォーム内の事業者の負う義務および法的

責任について規定した電子商取引法が2019年1月1日に施行されたが、その実効性について未だ不透明である。

模倣品の海外流出

インターネットは海外からもアクセス容易で、小口郵便ルート等を介して海外への模倣品流出が広がる可能性が高い。

知的財産の流通

技術輸出入管理条例においては、特定の技術領域について、特許権の移転を含む技術移転が、禁止または制限されている。2020年に輸出禁止技術および制限技術の目録が更新されたところ、一部の制限技術（例えば、信号処理技術やドローン技術）について、その記載範囲が非常に広範なため、この分野における中国での研究開発活動や特許権の移転等への投資意欲を消極化させる懸念がある。一方で、2020年10月に輸出管理法が制定され、特定組織に対する輸出制限が可能となっており、技術輸出入管理条例を用いて広範な技術を制限する必要性は低下しているようにも思える。

知的財産に関する紛争処理の公平化・合理化

専利権侵害に対する行政権限の適正化

國務院法制弁公室「専利法改正草案」等においては、行政機関（専利行政部門、専利事業管理部門、専利法執行担当部門）が専利権侵害行為を積極的に取り締まることが企図されている（専利法改正草案第69条、同第70条など）。

しかしながら、専利権の有効性判断や侵害判断は容易ではなく、所定の行政手続や司法手続を経て、最終的に権利が無効と判断される場合や権利非侵害と判断される場合も多い。ここで、専利侵害についての判断については、当事者双方の主張を十分に勘案し、専門的かつ客観的なプロセスを経て慎重に行なわれるべきである。また、当事者間に専利権の有効性や専利権侵害の有無などに争いがある場合は、最終的な判断は司法に委ねられるべきであると考えられる。

したがって、専利権侵害において、専利権の有効性や専利権侵害判断について当事者間に争いがある場合、専利行政部門が司法判断を待たずに早急に取り締り（執行）を行うことは問題であると考えられる。

知的財産権の濫用となる場合の基準明確化

2021年6月1日施行「専利法」第20条第1項では、専利権の濫用について規定をしている。しかし、濫用の分析および判断基準が具体的ではなく、公共の利益または合法的な権益を害すると判断される射程範囲が不明確である。

司法機関・行政機関の期日・期限設定

知的財産紛争において、在外者や意思決定機関が中国外にある当事者、意思決定が中国語以外の言語でなされる当事者（以下、在外者等）は、地理的・言語的負担を強いられることになる。ここで、中国の行政・司法実務においては、当

事者の対応期日が期限・期日直前に設定されることが多々見受けられる。このような場合、在外者等は、中国国内にあり中国語で組織内の意思決定がなされる一般的な在内地者に比べ、地理的、言語的に著しく不平等な状況で、困難な対応を求められることになる。このような在外者等の地理的・言語的な不平等を救済するため、十分な期間を置いて期日・期限を設定する国や、当事者からの申し立て等により期日・期限を調整可能とする国もある。中国の知的財産紛争においても、司法機関や行政機関が期日・期間を設定する場合、在外者等に対して、負担軽減の救済策が考慮されるべきと考える。

知的財産訴訟における技術調査

知的財産訴訟の専門性や重要性に鑑み、近年主要3都市（北京市、上海市、広州市）へ知識産権法院が新設されると共に、多くの既存法院において知識産権法廷が設置されてきている。これらの法院や法廷の特徴の一つに、技術調査官制度の導入がある。現在の知的財産訴訟、特に専利関連訴訟においては、技術の高度化・複雑化の観点から、知的財産訴訟制度のユーザーたる当事者の技術調査官制度に対する期待は高く、また技術調査官制度は近年良く利用されていると認識している。しかしながら、現在の状況では、技術調査官の関与の有無や、関与した内容、技術調査官の心証や意見については、当事者は十分に把握することができない状況である。すなわち、技術的に高度な理解が必要とされる知的財産訴訟案件（専利有効性判断、専利侵害判断）においても、当事者は技術調査官が関与しているかどうか把握できない。したがって、各当事者は明示的には技術調査官に対する技術説明の機会を与えられておらず、技術調査官の見解を直接確認して意見を述べる機会も明示的には与えられていない。また、技術調査官の意見は訴訟に大きな影響を与えるが、当事者は技術調査官の選定に関して関与する機会がない。

実用新案権および意匠権の行使

実用新案の出願・登録は近年急速に増加してきたが、実用新案および意匠権は実体審査を経ないで登録されるため、無効理由を有する権利の発生を防ぐことが困難である。このような無効理由を有する権利は保護価値がないばかりでなく、権利行使がなされた場合は、行使を受けた第三者に多大な損害や負担を強いることとなり、さらに権利の濫用がなされた場合は産業の発達も阻害される。

先使用権制度の運用

企業活動においては、営業秘密として保護するため、または権利化には及ばないとして、研究開発成果の専利出願を行わない場合がある。しかしながら、情報漏洩等により後発的に第三者が同じ内容を専利出願し権利化される場合があり、このような場合に公平性の観点から認められるのが先使用権である。しかしながら、中国の先使用権は、発明ではなく実施製品についてのみ、使用を証明できた時点の製造能力の範囲内でのみ認められるにすぎない。同じ発明を利用した改良製品やその後拡大した製造範囲は先使用権が認められず、公平性の観点から先使用者の保護に欠

ける場合がある。

判決の執行

訴訟により、知的財産権侵害が認められた判決を得られても、その履行が十分にはなされない執行難問題がある。強制執行制度はあるが、被執行人が執行通知を拒絶した場合や、財産を隠匿するおそれがある場合等に限られている。また、最高人民法院は、2013年7月に「信用喪失被執行人の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」を公布し、判決不履行者の社会的制裁を行うとし、また、2016年4月に「『2、3年間で執行難の問題を基本的に解決すること』の実行に関する業務要綱」の通知を発行したが、その実効性は不透明である。

情報公開

専利局の審決や知的財産事件の人民法院の判決の公開の促進、および公開促進に向けた当局の努力は評価できるものである。しかしながら、中間判決が未公開であったり、商標局による審決は未だ十分に公開されていなかったりなど、専利局の審決や人民法院が公開した判決書のみでは内容把握が難しい場合や公開に時間を要する場合がある。最高人民法院は、2013年11月に「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」を公布し、裁判文書の公開を進めているが、予見可能性を高めて公平性を担保するためにも、各案件についてさらに迅速かつ適切な範囲で利便性の高い公開がなされることが必要である。

ライセンス技術の保証期間等

技術輸出入管理条例では、ライセンサーに対して技術の完全性や有効性等の保証義務を課しているが、その期間・範囲については明確に定義されておらず、永久に広範囲の保証義務が課せられているとも解釈し得る。これは、外国企業が中国企業に技術をライセンスする場合の障害となり、中国政府が目指す技術取引の進展に影響を及ぼすものである。

懲罰的賠償

2021年6月1日施行「専利法」第71条や2021年6月1日施行「著作権法」第54条等では、知的財産権の侵害に対して懲罰的賠償制度を確立し、知的財産権に対する保護が強化された。しかしながら懲罰的賠償の判断基準について具体的分析や、事例などが十分ではなく、どのような状況がどのように判断されるのかが合理的に予測し難い状況となっている。

賠償金額算定の文書提出命令

2021年6月1日施行「専利法」第71条では、専利権者が立証を尽くしたが、侵害行為にかかわる文書（帳簿、資料等）が侵害者により保有されている場合、人民法院は文書の提出を命じることができるとある。このように提出命令の対象となる文書が、侵害行為にかかわる文書とされると、徒に対象が拡大され、被疑侵害者に過大な負担をかけるおそれがある。また、損害額の立証に必要な文書は、被疑侵害者の高度の営業秘密に属する文書であるが、営業秘密の漏洩を防止するための措置が明確に規定されてい

ない。さらに、文書不提出の場合の理由釈明の機会が設けられていない。

<建議>

1. 知的財産の適切な保護の促進

(1) 出願権利化プロセス・保護期間の合理化・適正化

① 意匠制度の見直し (建議先: 国家知識産権局)

意匠について、審査主義(実体審査制度)を導入していただくよう要望する。また、2019年11月1日施行「専利審査指南」での遅延審査に関する運用(第五部分第七章)について、遅延期間が年単位で設定されているが、より柔軟な遅延期間の設定を可能とし、遅延期間中の期間延長、および、期間短縮、遅延停止が可能となるよう要望する。そして、自己開示による新規性喪失の例外適用も導入いただくよう要望する。

② 適切な商標審査 (建議先: 国家知識産権局)

外国で著名な商標の第三者による出願を排除するため、当該商標の外国における馳名(著名)性、商標標識の顕著性、地域ブランドを考慮した審査を行うとともに、異なる商品役務区分の馳名商標も考慮した類否判断を行っていただくよう要望する。併せて、当該審査について拒絶条文や基準の統一化を図るため、今後の商標法改正や、審査指南等への追加を要望する。さらに、馳名商標の認定審査および法院審理においては、現在のビジネス形態に鑑み、中国国内でのホームページ閲覧数やインターネット販売数、中国業界団体との交流実績等の資料を出願人が提出した場合であっても、審査と審理の対象としていただくよう要望する。

③ 商標審査における情報提供制度の導入 (建議先: 国家知識産権局)

権利の安定性を高めることは、権利者自身にとっても有益であることから、商標法等において、第三者による情報提供制度を導入していただくよう要望する。

④ 専利権の冒認出願への対策 (建議先: 国家知識産権局)

他人の発明創造を第三者が不正に出願する冒認出願について、専利法には直接の排除規定がなく、専利実施細則に専利権等の帰属について各地域の知財業務を管理する部門が調停を行うことができるとの規定があるのみである。専利権の帰属については当事者間のみならず、社会的な影響を及ぼす虞もあるため、統一的な判断や、真の権利者からの移転請求権の明確化が好ましいと考える。

⑤ 特許審査の迅速化・的確化 (建議先: 国家知識産権局)

優先審査制度において、外国企業が実質的に不利に扱われないよう基準の明確化や公平な取り扱いを要望する。特に、2017年8月1日付施行の

「専利優先審査管理弁法」第八条第一項および第二項では優先審査請求書に対して国务院関係部門または省級知識産権局の推薦意見記入が要求されているが、このような要件を削除いただくか、推薦基準を明確化いただくよう要望する。また、本弁法第三条(五)では「中国に初出願し外国出願するもの」が優先審査の条件に挙げられているが、この条件を緩和し、中国初出願でなくても外国関連出願が存在すれば優先審査の対象としていただくよう要望する。また、日中特許審査ハイウェイ(日中PPH)については、速やかな正式合意を行うとともに、出願公開前の受理等の条件緩和をしていただくよう要望する。

⑥ 専利出願集中審査についての条件明確化と条件緩和 (建議先: 国家知識産権局)

専利出願集中審査について、2019年9月3日に発表された「専利出願集中審査管理弁法(試行)」第3条の集中審査請求の条件として、(二)国家重点優位産業に係り、または国の利益、公共の利益に対して重大な意義を有することが要求されているが、具体的な基準の明確化を要望する。また、(三)1回の集中審査出願件数が50件を下回らず、かつ実体審査請求の効力が発生してからの期間の幅が1年を超えていないことが要求されているが、集中審査出願件数が50件の条件を緩和いただく事を要望する。

⑦ 特許請求の範囲や明細書の記載要件および補正制限の緩和 (建議先: 国家知識産権局)

サポート要件等の特許請求の範囲や明細書の記載要件を諸外国のレベルに緩和していただくとともに、特許請求の範囲については、減縮を目的としたものであれば、明細書および図面に記載の範囲内での柔軟な補正や訂正を認めていただくよう要望する。

⑧ 職務著作制度の見直し (建議先: 国家版權局)

法人または非法人組織の従業員が業務上の任務を遂行するために創作した職務著作物については、当事者間に別段の定めがある場合を除き、その従業員の所属する法人または非法人組織に帰属するよう職務著作制度を見直していただくよう要望する。

2. 知的財産にかかわる公正な競争環境の実現

(1) 模倣行為抑制に向けた諸施策

① 再犯防止 (建議先: 国家市場監督管理総局、海関総署、公安部)

国务院の機構改革を契機として、再犯に該当する行為の統一化を図り、中央および地方を含む市場監督管理局、海関、公安機関による摘発の処罰情報の共有化を要望する。また、再犯行為に対する厳罰化の法運用を適切に進めていただくとともに、適時、権利者に再犯か否かの情報を共有いただくよう要望する。

② 模倣巧妙化への対処 (建議先: 国家市場監督管理総局、国家知識産権局)

行政機関に模倣品業者の分業の繋がりを捜査す

る権限を付与すること等の法整備を進めていただくよう要望する。また、商標が付されていない商品と商標ラベルとが見つかった場合であって、商標ラベルが商品に付されることが客観的に判断できる場合には、商品も押収できるようにしていただくよう要望する。さらに、模倣品の生産、輸送、販売等を摘発執行機関の勤務時間外にのみ実施して摘発を巧妙に回避するケースに対しても、柔軟に摘発を実施していただくなど、何らかの対応を可能としていただくよう要望する。

(2) インターネットを介した模倣品販売の対応

① 知的財産保護プログラムの整備強化 (建議先: 国家市場監督管理総局、国家知識産権局、工業・情報化部)

電子商取引法の施行に伴い、電子商取引 (EC) サイト運営者による知的財産保護プログラムの整備をさらに強化し、模倣品販売サイトや他人の登録商標を不正に使用したサイトの迅速な削除や再犯抑制の仕組み作りおよびその運用がどのサイトにおいても均一になされるよう関係部門の指導が強化されることを要望する。さらに、電子商取引法の施行のみでは実効性の担保が十分ではないことから、同法細則の早期策定および公布を求める。

② 模倣品の海外流出への対応 (建議先: 海関総署)

電子商取引 (EC) サイト運営者に対して、海関との連携を強化し、電子商取引 (EC) サイト運営者保有のビッグデータを活用した「海関布控」等、現状に即した海外への模倣品流出を抑止する仕組みづくりを強化することを要望する。

(3) 知的財産の流通 (建議先: 商務部、科学技術部)

技術輸出入管理条例で定める制限技術リスト (例えば、信号処理技術やドローン技術) について、より具体化・明確化いただくよう要望する。

3. 知的財産にかかわる紛争処理の公平化・合理化

(1) 専利権侵害に対する行政権限の適正化 (建議先: 国家市場監督管理総局、国家知識産権局)

専利権の有効性及び侵害性について、当事者間に争いがある場合、行政機関は職権等に基づいて決定・執行を行うことは避け、法院との連携を取って司法判断に基づいて慎重に対応していただくよう要望する。

(2) 知的財産権の濫用となる場合の基準明確化 (建議先: 国家知識産権局)

専利権の正当な行使が、専利権の濫用により公共の利益または他人の合法的な権益を害すると、安易に判断されることがないように、専利権濫用の判断基準および適用範囲の明確化を要望する。

(3) 司法機関・行政機関の期日・期限設定における配慮 (建議先: 最高人民法院、国家市場監督管理総局、国家知識産権局)

知的財産紛争において、地理的・言語的不平等

を解消するため、当事者の一方が外国企業・在外者の場合、司法機関・行政機関は相当な余裕を持って期日・期限の連絡を行うこと (例えば最低半月～1カ月前に当事者に連絡して調整)、または、当事者の申し立てにより期日・期限を調整可能とすることを要望する。

(4) 知的財産訴訟における技術調査官制度の拡充 (建議先: 最高人民法院)

技術的に高度な理解が要請される知的財産訴訟案件 (専利有効性判断、専利侵害判断) においては、原則として技術調査官を関与させることを要望する。この場合、技術調査官の選定過程に当事者が関与できるようにし、当事者双方による裁判官および技術調査官に対する技術説明の機会を設けると共に、技術調査官の見解を双方当事者に開示して、双方当事者に意見の機会を与えることを要望する。

(5) 実用新案権および意匠権行使時の注意義務化 (建議先: 国家知識産権局)

意匠制度については、上記のとおり審査主義の導入を建議するが、直ちに導入することが難しい場合、実用新案と合わせ、実用新案権および意匠権行使時の評価報告書提出の義務付けを要望する。それが難しい場合も、第三者による評価報告書請求を可能にする等、実用新案権および意匠権共に権利行使に一定の法的小および行政的制限を課していただくよう要望する。

(6) 先使用権制度運用の適切化 (建議先: 国家知識産権局)

先使用権の範囲 (先使用権として実施が許容される対象範囲、実施範囲) を拡大していただくよう要望する。すなわち、発明としての同一性や事業目的の同一性を失わない範囲内での実施形式・実施態様の変更を認めていただくよう要望する。

(7) 判決の執行強化 (建議先: 最高人民法院)

強制執行権の拡大、強制執行不可能時の社会的制裁の強化等により、判決による確定事項を確実に執行する仕組みを作っていただくよう要望する。

(8) 情報公開の促進 (建議先: 国家知識産権局、最高人民法院)

国家知識産権局・商標局の審決および人民法院の判決を終局判決の確定を待つことなく即時に公開していただくと共に、これら資料の電子版を各当局・人民法院のホームページ等から閲覧・取得できるようアクセス性を考慮した仕組みの整備を要望する。また、営業秘密情報を除き、誰でも審査資料、裁判資料の全部資料の閲覧を可能とする制度を設けていただくよう要望する。さらに、重要な情報 (全部もしくは要部) については英語などの他の言語での情報提供も検討いただくことを要望する。

(9) ライセンス技術の保証期間等 (建議先: 国家市場監督管理総局)

外商投資法第22条では、技術提携の条件は各投資当事者が公平原則に従い協議して確定するとある。技術輸出入管理条例におけるライセンス技術の保証期間・範囲等も、公平原則のもと、当事者間の協議により決定できることを明確にさせていただくよう要望する。

(10) 懲罰的賠償 (建議先: 国家知識産権局、国家版權局)

2021年6月1日施行「専利法」第71条や2021年6月1日施行「著作権法」第54条等では、故意に専利権や著作権等を侵害し、情状が深刻である場合、法定の方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。このように懲罰的賠償による賠償金額の変動範囲は大きく、訴訟結果に大きく影響を与える規定となっている。訴訟結果の予見性の確保などの観点から、懲罰的賠償の倍率適用の根拠や基準を具体的に、かつ、明確にさせていただくことを要望する。

(11) 賠償金額算定の文書提出命令 (建議先: 国家知識産権局)

提出対象となる文書は賠償金額算定に必要な文書に限定いただくことを要望する。また、提出文書にかかわる営業秘密の漏洩を防止するための措置を規定上明確にさせていただくことを要望する。さらに、文書不提出の場合にその理由積明の機会を設け、不提出の合理性を判断する機会を設けていただきたい。